

看護補助員募集

町立病院では、5月1日から勤務可能な看護補助員を募集しています。

- 雇用形態／臨時職員
- 募集人員／1人
- 募集要件／63歳以下の方で資格の有無は問いません
- 提出書類／
 - ・履歴書（自筆、写真貼付）
 - ・納税確認書（町内在住者～本人・配偶者）
- 提出期限／4月10日（金）
- ※郵送の場合は、当日の消印有効
- 選考方法／面接
- 提出先・問い合わせ／町立病院（☎485-2135）

春のバードウォッチング

北へ帰る途中のオオハクチョウやヒシクイ、南から繁殖のために渡ってきたアオサギやノビタキ、一年を通して見られるキツツキの仲間やカラ類など、20種類前後の野鳥との出会いが期待できます。渡り鳥のシーズン到来です。野鳥好きの方、散策好きの方、お待ちしております！

- 日時／4月18日（土）、午前10時～正午
- 内容／渡り鳥の中継地シラルトロ湖周辺で、講師の解説を聞きながら野鳥観察を行います。
- 定員／15人
- 参加費／無料
- 集合場所／憩の家かや沼駐車場
- 申し込み・問い合わせ／塘路湖エコミュージアムセンター（☎487-3003）

※双眼鏡がありましたら持参してください。コース状況によって長靴が必要になります。

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修学年限1年以上である課程）などに在学する学生で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得のめやす〉
118万円＋
（扶養親族等の数×38万円）

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、平成26年度に保険料を猶予されている方で、平成27年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学している方は、このハガキに必要事項を記入し返送すると、平成27年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成27年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は納付書を送付しますので、年金事務所に連絡してください。

- 問い合わせ／
 - ・釧路年金事務所（☎0154-22-5810）
 - ・役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線124）

国民健康保険に関するお知らせ

国民健康保険の保険証が届きます！

現在お持ちの保険証の有効期限は4月30日までです。

新しい保険証は、4月20日ごろを目途に簡易書留により郵送します（地区によって配達時期が異なります）。新しい保険証が届きましたら、現在お持ちの保険証をハサミで切るなどして処分してください。

なお、国民健康保険税の滞納があり、役場窓口での保険証の更新のお知らせがあった世帯には郵送されません。

国保喪失の届け出はお済みですか？

国民健康保険に加入している方が、職場の健康保険に加入した場合は、「国保喪失の届出」をする必要があります。この手続きをしないと、不要な国民健康保険税がかかりますので注意してください。

- 手続きに必要なもの／印かん、国保の保険証、職場でもらった保険証
- 問い合わせ／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）

広報しべちゃ6月号 有料広告募集

- 申込方法・申込期間／5月7日（木）までに下記係へ申し込みください。（原稿は原則電子データ）
- 申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係（2階⑩番窓口☎内線224）
- ※申込多数の場合は先着順

町税および各使用料などの夜間納付窓口の開設

本町では毎月、夜間納付窓口を開設しています。

今月の窓口開設日は次のとおりです。普段お仕事などで納付しづらい方、納付方法などについて相談したい方は利用してください。

町税などは、皆さんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

○日時／4月30日(木)

午後8時まで

○場所／役場1階⑩番窓口

○問い合わせ／役場税務課納税係
(☎内線155) および各担当係

ブロードバンド設備設置への支援制度



地理的・地形的な問題により無線LANへの接続が困難な場合や無線LANへの接続に建柱などの特別な工事費が発生する世帯に対しブロードバンド設備設置に対する初期費用の一部を支援します。

例えば、衛星インターネット設備を設置し、初期費用が486,000円するとき、個人負担は32,400円で初期費用と個人負担の差額453,600円を支援します。なお、この支援制度は個人負担額が32,400円を超えた場合に対象となります。

例えば、衛星インターネット設備を設置し、初期費用が486,000円するとき、個人負担は32,400円で初期費用と個人負担の差額453,600円を支援します。なお、この支援制度は個人負担額が32,400円を超えた場合に対象となります。

制度の詳しい内容や手続きは下記窓口まで問い合わせください。

○無線LANの申し込み／NPO標茶インターネットプロジェクト(SIP) (☎485-4500)

○ブロードバンドの相談窓口／役場総務課電算管理係(2階⑬番窓口 ☎内線218)

町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

○売り払い物件・価格／町ホームページに掲載(アドレスは30ページ参照)

○申込方法／普通財産譲与(譲渡)申請書(町ホームページまたは下記係に設置)に必要事項を記入し、下記係に提出

○受付時間／
午前8時45分～午後5時30分
(土・日曜日、祝日は除く)

○申し込み・問い合わせ／
役場管理課管財係
(1階⑧番窓口 ☎内線141)

地域づくりを支援します

本町では、まちづくりや産業振興など幅広く支援するために、地域活性化に向けた自主的な取り組みを支援しています。

●地域振興補助金

○補助対象者／町内会・地域会

○募集期限／4月30日(木)

●地域文化振興基金自主研修事業

○補助対象者／町内の団体など

○補助金額／補助対象経費の70%以内

○補助対象事業／町内の団体などが行うまちづくりリーダー養成のための自主的な研修など

○補助対象例／

①人材育成のための必要な研修会、講演会などへの参加または開催

②地域間交流などに関する事業

③生涯学習の推進に関する事業

○募集期限／4月30日(木)

○申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係(2階⑯番窓口 ☎内線224)

忘れていませんか？ 個人住民税の申告

個人住民税は、1月1日に本町に住所がある方に均等割および所得割の合計額を課税しています。

そのため、本町の1月1日現在(賦課期日といえます)における納税義務者や課税標準額を確定するため、原則として、毎年3月15日(今年は3月16日)までに申告書を提出しなければなりません。

所得が確定しないと、「所得に関する証明書(所得証明書、課税証明書および非課税証明書など)」の発行ができない場合があります。

なお、申告義務が免除される場合がありますので、事前に下記まで連絡してください。

また、次の方は個人住民税の申告書を提出したものとみなされますので、改めて申告書を提出する必要はありません。

- ・前年分の所得税について「所得税の確定申告書」を提出した場合は、その日に個人住民税の申告書を提出したものとみなします。個人住民税で付け加えて記入した事項は、すべて個人住民税の申告書に記載されたものとみなします。ただし、所得税では確定申告書の提出をしなくても良い場合がありますが、住民税においては申告書の提出が義務付けられています。

※1月2日以降に亡くなった方も、個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方が申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得などが確定できない場合は、後日役場から個人住民税申告の依頼通知をします。

○問い合わせ／役場税務課税務係(1階⑨番窓口 ☎内線154)

住宅に太陽光発電システムを設置した方へ

町内の住宅などに太陽光を利用した発電システムを、平成25年4月1日以降新たに設置した場合に、10万円分のしべちゃどんぐりスタンプ会お買い物券を贈呈します。

希望する方は、設置後「申出書」に、下記の書類をそろえて提出してください。

○対象となる方／

- ①本町に住所のある方
- ②町税の滞納が無く同一世帯内に本商品券の贈呈を受けた人がいない方など

○対象となる設備／

- ①太陽電池モジュールを使用したもの（太陽光発電普及拡大センターの適合機種に該当するものを含む）
 - ②太陽電池モジュールの最大出力が2kW以上10kW未満のもの（増設の場合は既設分も含める）
 - ③未使用品の設備を設置したもの
- ※申出書の受け付けは、先着順です。予算額を超えて申し出があった場合は、お受けできないことがあります。詳細は、下記まで問い合わせください。

○添付書類／

- ①システムの内容が明示された書類および契約書
- ②町税などの滞納が無いことを証明するもの

○提出先・問い合わせ／役場管理課管財係（1階⑧番窓口☎内線141）

パートタイム労働法改正のポイント

パートタイム労働者は

公正な待遇を確保されます

- ①正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲拡大
- ②「短時間労働者の待遇の原則」の新設
- ③職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象

パートタイム労働者の納得性を高めます

- ①パートタイム労働者を雇い入れた時における雇用管理の改善措置内容の説明の義務化
- ②パートタイム労働者からの相談の窓口の設置と雇い入れ時の「相談窓口」の文書などでの明示義務
- ③説明を求めたことによる不利益な取り扱いの禁止
- ④親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由とする解雇は適当ではないこと

パートタイム労働法の実効性を高めるための規定を新設します

- ①厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設
- ②報告の拒否・虚偽の報告をした事業主に対する過料の新設

○問い合わせ／北海道労働局雇用均等室（☎011-709-2715）

確定申告が間違っていたときは

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告内容に間違いがあることに気が付いたり、うっかりして確定申告書の提出を忘れていませんか。

税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

また、確定申告書を提出しなればならないのに提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。詳しくは、下記へ問い合わせください。

○問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

釧路湿原こどもレンジャー登録者募集

登録者を対象に釧路湿原の自然を体験するイベントを開催し、楽しみながら釧路湿原について学習します。

○対象／小学4～6年生

○内容／湿原散策、動植物観察やゴミ拾いなどの活動を年3回程度実施

○申し込み・問い合わせ／釧路湿原国立公園連絡協議会事務局（釧路市役所環境保全課内）（☎0154-31-4594）

オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、フロン類の製造や使用、廃棄に至る包括的な規制措置を講じる「フロン排出抑制法」が4月1日より施行されました。

フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍冷蔵・空調機器の管理者（機器の所有者など）には、冷媒漏えい防止のための機器の点検、漏えい時の修理、修理なしでの充填の原則禁止、機器整備の結果の記録・保存などが義務付けられます。

制度の詳細は、環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html>）をご覧ください。

■問い合わせ／北海道釧路総合振興局環境生活課（☎0154-43-9151）、北海道環境生活部地球温暖化対策室（☎011-204-5189）

→ 平成27年4月1日からフロン排出抑制法が施行

第9回食のつどい 標茶のご当地グルメを作ろう！

- 日時／4月18日(出)、午前10時15分～午後2時30分
- 場所／コンベンションホール
ういず
- 内容／
 - ・「標茶ご当地グルメプロジェクト」活動の報告…食のつどいをきっかけとして、皆さんとともに標茶グルメを作り、発信・周知してもらえるようになるため、第8回のアンケート結果およびご当地グルメプロジェクトの活動を報告します。
 - ・標茶グルメに提供したい料理の試食会
 - ・テーブルトークタイム…試食の感想を含め、「ご当地グルメ誕生」を目指し、食べ方、提供方法などを話し合います。
 - ・販売ブース…地元農業者などによる地場産品販売
- 参加費／500円（小学生200円、幼児無料）
- 申し込み・問い合わせ／役場農林課農業企画係（⑩番窓口 ☎内線242）、J A しべちゃ農業振興課（☎485-2125）、釧路農業改良普及センター（☎485-2514）

平成27年度 協会けんぽの健診

協会けんぽ北海道支部では年度内に1回、加入者の皆さんの健診費用の一部を補助しています。35～74歳の被保険者には、がん検診を含めた健診項目の「生活習慣病予防健診」を、40～74歳の被扶養者には、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と2つの健診を用意しています。早期発見・早期治療のため、1年に1度は健診を受けましょう。

○問い合わせ／全国健康保険協会北海道支部（☎011-726-0352）

固定資産課税台帳の 縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、土地、家屋の評価額などを確認していただくために関係者の縦覧に供する制度です。

自己所有の土地や家屋の評価額が他の土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認することができる制度ですので、評価額の比較という目的以外の閲覧はできません。

プライバシー保護のため、例えば「〇〇さん所有の土地（あるいは家屋）」という形での閲覧申請はできませんが、「常盤〇〇丁目〇〇番」というようにその物件の所在などが分かると閲覧申請ができますので、あらかじめ調べてから申請してください。

また、今年は3年に一度の固定資産評価替えの年で、見直しは、家屋は建築費用、土地は鑑定価格などをもとに行います。

なお、縦覧制度は、「固定資産課税台帳の閲覧」という形で法定化され、毎年4月1日から閲覧できます。

- 手数料／縦覧期間内は無料（それ以降1回100円）
- 縦覧期間／4月1日～6月1日（土・日曜日・祝日は除く）、午前8時45分～午後5時30分
- 縦覧場所・問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口 ☎内線152）

標茶農業振興地域 整備計画の変更について

標茶農業振興地域整備計画の全体見直しによる変更にあたり、下記日程で整備計画変更案の縦覧を実施します。

- 縦覧期間／4月3日(金)～27日(月)
- 縦覧場所／役場農林課農業企画係（⑩番窓口 ☎内線242）

平成27年度 国税専門官募集

札幌国税局では、国税専門官採用試験の受験者を募集します。採用試験の概要は次のとおりです。

○受験資格／

- (1)昭和60年4月2日～平成6年4月1日生まれの方
- (2)平成6年4月2日以降の生まれの方で次に掲げる方
- ④大学を卒業した方・平成28年3月までに大学を卒業する見込の方
- ⑤人事院が④に掲げる方と同等の資格があると認める方

○申込方法など／

- (1)インターネット…4月1日(水)、午前9時～13日(月)【受信有効】
…申込専用アドレス（<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>）
 - (2)郵送・持参…4月1日(水)～2日(木)【通信日付印有効】
- ※原則、インターネット申し込みを利用してください。

○試験日／

- (1)第1次試験…6月7日(日)（基礎能力試験、専門試験）
- (2)第2次試験…7月14日(火)～22日(水)のうち指定する日
- 問い合わせ／釧路税務署総務課（☎0154-31-5100）、札幌国税局人事第2課（☎011-231-5011）

早春の湿原ハイク

春の訪れが遅い釧路湿原ですが、釧路湿原の環境や生態系を中心に学びながら早春の木道をのんびり歩きます。

- 日時／4月12日(日)、午前10時～正午
- 定員／15人
- 集合・申し込み・問い合わせ／鶴居村温根内ビジターセンター（☎0154-65-2323）